

(証券コード3224)  
平成29年6月14日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋茅場町二丁目13番13号  
株式会社ゼネラル・オイスター  
代表取締役CEO 吉田 秀則

## 第17回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午後3時（受付開始時刻 午後2時30分）
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館 9階 会議室  
開催場所及び開始時刻が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違いないようご注意ください。
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第17期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件  
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件  
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件  
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件  
第6号議案 会計監査人選任の件

以上

---

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源削減のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」および、計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令および定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oysterbar.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には、記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

なお、会場への入場開始は午後2時30分を予定しており、それ以前の入場はできかねますのでご承知おきください。

株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.oysterbar.co.jp>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

自平成28年4月1日  
至平成29年3月31日

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)における我が国経済は、政府及び日銀による経済政策の効果から雇用情勢の改善をはじめとした緩やかな景気回復基調が続きましたが、世界経済の下振れリスクが顕在化し始めるなど不透明感が増してきました。

外食業界におきましては、個人消費の伸び悩みや原材料価格の高騰に加え、人材不足による採用費や人件費の上昇など、引き続き厳しい経営環境となっております。

このような環境のもと、当社グループでは、平成28年4月にグループ組織再編を行い、持株会社制に移行しました。持株会社制に移行し、種苗、生産、加工、販売に至るまでの、安全を軸とした高品質な牡蠣の六次産業化をさらに具現化すべく取り組んでおります。

また、浄化センターの統合を行い業務の集約化・効率化を図るとともに不採算店の閉店も行い、採算性の向上に注力しております。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,868,248千円(前年同期比0.6%減少)、新規出店の開業経費や既存店が回復に至らなかったこと等から、営業損失461,918千円(前年同期は営業損失342,542千円)、経常損失475,079千円(前年同期は経常損失349,591千円)、岩手加工工場建設等に伴う国庫補助金による特別利益812,475千円を計上した一方、浄化センターの統合費用34,377千円、店舗閉鎖損失313,328千円及び減損損失509,945千円による特別損失857,651千円を計上し、さらに岩手加工工場建設に伴う国庫補助金を主とした法人税等調整額249,140千円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失744,051千円(前年同期は親会社株主に帰属する当期純損失486,303千円)となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。以下の売上高の数値はセグメント間の取引消去前となっております。

当社は、平成28年4月のグループ組織再編に伴い、当連結会計年度より、セグメントを変更し、従来「直営店舗事業」及び「卸売事業」としておりましたが、「店舗事業」、「卸売事業」、「浄化・物流事業」及び「その他」に変更しております。

セグメントと事業の内容の関係性は次のとおりです。

①「店舗事業」は、直営店舗事業、新規業態店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗から構成されます。

②「卸売事業」は、卸売事業から構成されます。

③「浄化・物流事業」は、富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業から構成されます。

④「その他」は、種苗及び海面養殖事業、陸上養殖事業、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業から構成されます。

なお、前連結会計年度のセグメント情報については、変更後の区分により作成することは実務上困難なため、前年同期比情報については開示を行っておりません。

#### ① 「店舗事業」

当連結会計年度において4店舗の新規出店、5店舗の閉店と1店舗の業務受託の解除を行いました。

新規出店は、平成28年4月にKITTE博多に「ウォーターグリルキッチン」（福岡市博多区）を、平成28年4月にウィング川崎に「ザ・スチーム シーフードポット&オイスターバー」（川崎市川崎区）を、平成28年5月に東京ガーデンテラス紀尾井町に「ウォーターグリルキッチン」（東京都千代田区）を、平成28年11月に「La Boca Centro内オイスターバー」（名古屋市中村区）をオープンしました。閉店は、平成28年9月に銀座イグジットメルサの「ガンボ&オイスターバー」（東京都中央区）を、平成28年12月に小田急町田の「キンカウカ」（東京都町田市）を、平成29年1月に大手町の「ガンボ&オイスターバー」（東京都千代田区）を、平成29年1月にウィング川崎の「ザ・スチーム シーフードポット&オイスターバー」（川崎市川崎区）を、平成29年3月に渋谷モディの「ルーフガーデンオイスターバー ガンボ&」（東京都渋谷区）を閉店いたしました。なお平成29年3月に「La Boca Centro内オイスターバー」（名古屋市中村区）は業務受託を解除いたしました。

この結果、平成29年3月末日現在の店舗数は29店舗となっております。

店舗のスクラップ&ビルドを進めつつ、競合との差別化やCRMの強化などを行っ

てきたものの、既存店においては売上高が減少し、前期を超えるには至りませんでした。

以上の結果、店舗事業における売上高は3,589,069千円、セグメント利益9,892千円となりました。

#### ② 「卸売事業」

取引先の開拓に努め取引顧客数は増加しているものの、競合他社増加による競争激化や大口顧客の閉店等の影響から、売上が前連結会計年度の水準へ回復するには至りませんでした。

以上の結果、卸売事業における売上高は267,844千円、セグメント利益106,003千円となりました。

#### ③ 「浄化・物流事業」

浄化・物流事業では、牡蠣の各産地から富山及び広島浄化センターに入荷し、自社店舗及び卸売先への出荷を行っております。また牡蠣の入荷時及び出荷時の衛生検査も実施しており、牡蠣の安全性確保、店舗及び卸売先への安定供給を支え、当社グループの安全・安心を担保する事業です。当社グループにおけるコストセンターの位置づけであり、費用を予算によりコントロールするマネジメントを行っております。当連結会計年度においては、費用はおおむね想定水準であります。

平成28年9月に、業務の集約化・効率化の観点から、広島浄化センターを閉鎖し、富山の浄化センターに統合いたしました。

以上の結果、浄化・物流事業における売上高は554,491千円、セグメント損失188,790千円となりました。

#### ④ 「その他」

当連結会計年度は主に海面養殖の自社養殖岩牡蠣を自社店舗に出荷したことから売上が計上されております。陸上養殖及び加工は未だ製品化に向けた段階であり、費用計上のみとなっております。

以上の結果、その他の事業における売上高は22,096千円、セグメント損失105,098千円となりました。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は1,140,813千円であり、その主なものは店舗事業における新規出店及び岩手大槌ヴィレッジ事業における加工工場建設によるものであります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、金融機関より設備投資に充てるため、489,000千円の資金調達を行いました。

また、平成29年5月30日付で運転資金として200,000千円の調達を行いました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社グループは、牡蠣の世界に新たな価値を創造することを使命に事業を展開しております。そこで、「①種苗、生産、加工、販売に至るまでの、安全を軸とした、高品質な牡蠣の六次産業化をさらに具現化すること」「②各社が所在する地域連携・地域貢献に資することを目的に、権限と責任を各社に委譲し、自立性を高め、意思決定スピードを加速させ、当社グループの競争力を高める」ために、平成28年4月1日より組織再編をいたしました。

### ①吸収分割

吸収分割の効力発生日から円滑に事業を開始するため、吸収分割に先立ち、当社が100%出資する分割準備会社を設立した上で、当社を吸収分割会社とし、当社の完全子会社である本分割準備会社に事業を承継させる吸収分割を実施しました。

分割承継会社4社を吸収分割承継会社として、当社の直営店舗事業、新規業態店舗事業、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業、陸上養殖事業に関して有する権利義務を各承継会社に対してそれぞれ承継させる分社型吸収分割の方式で実施しました。

以下、分割承継会社4社の概要について表にして記載いたします。

## (分割承継会社4社の概要)

	承継会社	承継会社
i. 名称	株式会社ヒューマンウェブ	株式会社ジーオー・ストア
ii. 事業内容	直営店舗事業	新規業態店舗事業
iii. 設立年月日	平成27年12月1日	平成27年12月1日
iv. 本店所在地	東京都中央区日本橋 茅場町二丁目13番13号	東京都中央区日本橋 茅場町二丁目13番13号
v. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 渡邊 一博	代表取締役社長 津久井 研悟
vi. 資本金	10,000千円	10,000千円
vii. 発行済株式数	200株	200株
viii. 決算期	3月31日	3月31日
ix. 大株主及び持株比率	株式会社ゼネラル・オイスター 100%	

	承継会社	承継会社
i. 名称	株式会社ゼネラル・ オイスター・ヴィレッジ	株式会社 ジーオー・ファーム
ii. 事業内容	加工事業及び岩手大槌ヴィレ ッジ事業	陸上養殖事業
iii. 設立年月日	平成27年12月1日	平成27年12月1日
iv. 本店所在地	岩手県上閉伊郡大槌町 安渡三丁目522地内	沖縄県島尻郡久米島町 宇根ナカシ浜127番地7
v. 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 吉田 秀則	代表取締役社長 鷲足 恭子
vi. 資本金	10,000千円	10,000千円
vii. 発行済株式数	200株	200株
viii. 決算期	3月31日	3月31日
ix. 大株主及び持株比率	株式会社ゼネラル・オイスター 100%	

## ②事業譲渡

当社の子会社である株式会社海洋深層水かきセンターにおいて、富山入善ヴィレッジ事業及び卸売事業を行っていましたが、今回の持株会社体制への移行に伴い、各事業を分離し、各々株式会社形態とすることで、権限と責任を分離し意思決定スピードの加速化、各々の地域経済への貢献をより果たすことを目的としております。

以下、設立子会社の概要、事業を譲渡する子会社の概要について表にして記載いたします。

### (設立子会社の概要)

(i) 名称	株式会社日本かきセンター
(ii) 本店所在地	広島県呉市倉橋町 13490 番地 4
(iii) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松倉 弘幸
(iv) 事業内容	卸売事業
(v) 資本金	10,000 千円
(vi) 設立年月日	平成 27 年 12 月 1 日
(vii) 大株主及び持株比率	株式会社ゼネラル・オイスター 100%

### (事業を譲渡する子会社の概要)

(i) 名称	株式会社海洋深層水かきセンター
(ii) 本店所在地	富山県下新川郡入善町下飯野 249 番地 3
(iii) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 樋口 幸雄
(iv) 事業内容	卸売事業及び富山入善ヴィレッジ事業
(v) 資本金	10,000 千円
(vi) 設立年月日	平成 19 年 9 月 5 日
(vii) 発行済株式数	1,720 株
(viii) 決算期	3 月 31 日
(ix) 大株主及び持株比率	株式会社ゼネラル・オイスター 100%



## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## (6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

外食業界の市場規模は今後も大きな伸びは期待できない状況が続くものと見られ、加えて顧客嗜好の多様化が進み、今後ますます企業間の競争は激しくなると認識しております。当社グループは、「牡蠣の新たな価値を創造し、画期的な未来を提供する」という経営理念の下で、牡蠣という食材にフォーカスをあて、第一次産業から第三次産業までの領域で牡蠣の高付加価値化を図り、新しい牡蠣を通じた文化の創造を目指しております。

### ① 店舗事業について

不採算店舗の閉店は一巡したため、既存店舗の収益性向上に力を入れる方針であります。また扱う食材をオイスターからシーフード全般へと広げていく方針です。

新規出店は、立地条件、ターゲット顧客層、競合状況等を勘案の上、相当程度の採算性が見込める場合のみに行うこととし、質にこだわったものといたします。

### ② 卸売事業及び新規事業の展開について

当社は、直営店舗事業が主力であります。直営店舗事業以外の収入といたしましては子会社の株式会社日本かきセンターにおいて外販卸売収入があります。連結売上高に占める外販卸売収入の割合は、第17期（平成29年3月期）において、外販卸売収入が6.92%となっております。今後は、主力の店舗事業を核としつつ、外販卸売収入を強化して収入チャネルの多チャンネル化を図ります。外販卸売は、国内のみならず、海外輸出も押し進めてまいります。

また、岩手大槌の加工工場も稼働を本格化させ、牡蠣の加工品を製造し、他社と流通量を上げるべく連携し、加工品の卸売拡大による売上増加と工場の稼働率を向上させることで加工品の原価低減も図ってまいります。

さらに、海面養殖については生産量を増加し、店舗事業での生牡蠣の原価を低減させ、陸上養殖については量産化に向けたプラントの早期完成を目指してまいります。

### ③ 人材の確保と育成及び定着化

当社は、人材を最も重要な経営資源と位置づけ、優秀な人材の確保と育成及び定着化が今後の当社の成長にあたって不可欠であると認識しております。そのため人材確保につきましては事業活動の積極的なPR活動などを通じて、当社の認知度向上を図って参ります。育成及び定着化については、従業員の能力が最大限に発揮できる環境作りや研修制度の充実、さらに福利厚生を充実させた人事制度の刷新に取り組むことで、働き甲斐がある制度作りを進める方針であります。

### ④ 内部統制の強化について

当社は、株主の皆様をはじめとするステークホルダーに信頼され、支持される企業となるために、コーポレート・ガバナンスの積極的な取り組みが不可欠であると考えております。そのため、権限に基づく意思決定の明確化、内部監査及び監査役監査並びに監査法人による監査との連携を強化するほか、全従業員に対して、継続的な啓蒙、教育活動を行っていく方針です。

### ⑤ 衛生管理の強化、徹底について

外食業界においては、食中毒事故の発生や偽装表示の問題などにより、食の安全性に対する社会的要請は強くなっております。当社グループの各店舗、事業所では、衛生管理マニュアルに基づく衛生管理の徹底を行っており、また、定期的に本社衛生管理部門の人員による抜き打ち監査や外部検査機関による検査、さらにノロウィルス検査に関しては当社浄化センターへの牡蠣の入荷時及び出荷時における二重検査を行っております。今後も法改正等に対応しながら更なる衛生管理体制の強化を行っていく方針です。

### ⑥ ブランドの確立

当社は、「安全安心な牡蠣」は、「ゼネラル・オイスターグループ」というコーポレート・ブランドを確立するため、積極的な広報・PR活動を展開する方針であります。そのため、新聞・テレビ・雑誌等のマスメディアへのアプローチ強化に注力して参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (9) 財産及び損益の状況の推移

区分 \ 期別	第14期 (平成26年3月期)	第15期 (平成27年3月期)	第16期 (平成28年3月期)	第17期(当期) (平成29年3月期)
売上高(千円)	3,164,183	3,851,278	3,893,054	3,868,248
経常利益又は経常損失 (△)(千円)	216,631	184,725	△349,591	△475,079
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	153,969	153,074	△486,303	△744,051
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	131円64銭	125円54銭	△325円39銭	△480円04銭
総資産(千円)	1,497,552	2,336,633	2,157,505	2,324,274
純資産(千円)	527,987	1,107,151	679,598	123,158

## (10) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	事業内容
株式会社ヒューマンウェブ	10,000千円	100%	直営店舗事業
株式会社ジーオー・ストア	10,000千円	100%	新規業態店舗事業
株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ	10,000千円	100%	加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業
株式会社ジーオー・ファーム	205,000千円	52.5%	陸上養殖事業
株式会社海洋深層水かきセンター	10,000千円	100%	牡蠣の浄化・物流事業、 富山入善ヴィレッジ事業
株式会社日本かきセンター	10,000千円	100%	卸売事業
株式会社ジーオーシード	10,000千円	100%	岩牡蠣の種苗及び海面養殖事業

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

事業別	事業内容
店舗事業	直営店舗事業、新規業態店舗事業、富山入善ヴィレッジ事業の店舗
卸売事業	卸売事業
浄化・物流事業	富山入善ヴィレッジ事業の浄化・物流事業
その他	種苗及び海面養殖事業、陸上養殖事業、加工事業及び岩手大槌ヴィレッジ事業

(12) 主要な営業所及び流通拠点（平成29年3月31日現在）

① 主要な営業所

営業形態区分	店舗数	主要店舗
ガンボ&オイスターバー	10店舗	新宿ルミネエスト店、二子玉川ライズ店、ラゾーナ川崎店、横浜そごう店他
オイスターテーブル	3店舗	銀座コリドー店、上野さくらテラス店、浜松町店
ステーションオイスターバー	3店舗	阪急ランドビル店、アミュプラザ博多店、エスパル仙台店
フィッシュ&オイスターバー	2店舗	西武渋谷店、福岡キャナルグランドプラザ店
オイスタールーム	2店舗	名古屋ラシック店、梅田ハービスエント店
ウォーターグリルキッチン	2店舗	紀尾井町テラス店、KITTE博多店
シュリンプ&オイスターバー	1店舗	横浜モアーズ店
シュリンプ&オイスターハウス	1店舗	西武池袋店

営業形態区分	店舗数	主要店舗
キンカウーカ グリル&オイスターバー	1店舗	横浜ベイクォーター店
ザ・カーブ・ド・オイスター	1店舗	東京駅八重洲地下街店
キンカウーカ スペシャリティオイスター	1店舗	小田急新宿店
ラ・テラス	1店舗	西武池袋店
牡蠣ノ星	1店舗	富山県下新川郡入善町

## ② 流通及び生産拠点

所在地	施設名	内容
富山県下新川郡入善町	入善センター	牡蠣浄化、直営店舗向けの卸売販売
愛媛県南宇和郡愛南町	事業所	岩牡蠣の種苗生産、販売

## (13) 従業員の状況（平成29年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
121 [268] 名	8 [12] 名減

(注) 1. 従業員数は就業人数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。

② 当社の従業員の状態

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20〔0〕名	91〔265〕名減	45.3歳	4.7年

(注) 1. 従業員数は就業人数であります。

2. 従業員数欄の〔外書〕は、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む）の年間平均雇用人員（1ヶ月173時間換算）であります。

3. 従業員数が前期末と比べて91〔265〕名減少しておりますが、その主な理由は、平成28年4月1日付で組織再編を行い、持株会社へ移行したことによるものであります。

(14) 主要な借入先及び借入額（平成29年3月31日現在）

借入先	借入残高(千円)
株式会社北日本銀行	152,850
株式会社三菱東京UFJ銀行	141,847
株式会社みずほ銀行	112,816

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 4,800,000株

(2) 発行済株式の総数 1,571,800株

(3) 株主数 2,003名

(4) 大株主

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
株式会社グッドフィールド	370,000	23.5
小林 敏雄	286,600	18.2
アサヒビール株式会社	25,000	1.6
有限会社ティーズ・キャピタル	25,000	1.6
株式会社ゼネラル・オイスター従業員持株会	20,400	1.3
株式会社ティーワイリミテッド	20,000	1.3
サッポロビール株式会社	13,200	0.8
永田 悦久	10,900	0.7
山内 勝彦	8,100	0.5
荒木 徹也	7,500	0.5

(5) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況  
該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項（平成29年3月31日現在）

（1）会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

新株予約権の種類	第5回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議の日	平成24年5月29日	平成25年5月17日
新株予約権の数	94個	40個
保有人数		
当社取締役	2名	1名
当社監査役	1名	1名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	9,400株	4,000株
新株予約権の発行価額	無償	同左
新株予約権の権利行使時の払込金額	1株当たり500円	同左

（2）当事業年度中に使用人等に対して職務の執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。



#### 4. 会社役員に関する事項（平成29年3月31日現在）

##### （1）取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	吉田 秀則	株式会社グッドフィールド代表取締役 株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役
常務取締役CTO	津久井 研悟	株式会社ジーオーシード代表取締役 株式会社海洋深層水かきセンター代表取締役
常務取締役CFO	安部 浩司	経営戦略本部長
取締役	渡邊 一博	株式会社ヒューマンウェブ代表取締役
取締役	松倉 弘幸	株式会社日本かきセンター代表取締役
取締役	山内 勝彦	協同組合ワールドリンク代表理事
常勤監査役	柴田 和彦	株式会社ヒューマンウェブ監査役 株式会社日本かきセンター監査役 株式会社海洋深層水かきセンター監査役 株式会社ジーオーシード監査役 株式会社ジーオー・ファーム監査役 株式会社ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ監査役
監査役	松本 好正	
監査役	栗林 信介	トニカ法律事務所所長 兼松エレクトロニクス株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役山内勝彦は社外取締役であります。  
 2. 監査役松本好正、栗林信介は社外監査役であります。  
 3. 当社は、取締役山内勝彦及び監査役松本好正、栗林信介について東京証券取引所の定めに基づき、独立役員として指定し、同取引所に届出ております。  
 4. 当事業年度中に就任した取締役  
 平成28年6月29日開催の第16回定時株主総会において、新たに山内勝彦が取締役に選任され、就任いたしました。

##### （2）事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
伊藤 俊彦	平成28年6月29日	任期満了	取締役
高橋 廣司	平成28年6月29日	任期満了	取締役 株式会社プロネット代表取締役 株式会社バルコ社外取締役 株式会社サンセイランディック社外取締役

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役            8名            58,780千円 (うち社外3人            1,500千円)

(注) 上記の取締役及び社外取締役の支給人員には、平成28年6月29日開催の第16回定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役2名を含んでおります。

監査役            3名            10,760千円 (うち社外2人            2,600千円)

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
山内 勝彦	協同組合ワールドリンク代表理事	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。
松本 好正	該当事項はありません。	
栗林 信介	トニカ法律事務所 所長 兼松エレクトロニクス株式会社 社外取締役 創価大学法科大学院教授 慶應義塾大学病院治験委員会委員	当社と兼職先との間には重要な取引その他の関係はありません。

##### ② 社外役員の主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 山内 勝彦	当事業年度において平成28年6月29日の就任以降に開催された取締役会10回のうち10回に出席いたしました。上場企業の取締役経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役 松本 好正	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。百貨店、ショッピングセンターの管理運営に携わった経験に基づく見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 栗林 信介	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回に出席し、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。 また、監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

八重洲監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 14,000千円

当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭

その他の財産上の利益の合計額 14,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人について、会社法及び公認会計士法等の法令に違反する行為または公序良俗に反する行為その他の事項を勘案し、必要と認める場合には、会社法に基づき会計監査人を解任または不再任とする方針としております。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### 1 取締役、従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び従業員の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすために、「取締役会規程」を始めとする各種社内規程を整備するとともに、周知徹底させます。
- ② 監査役は、「監査役会規程」に基づき、取締役会及び各種会議、委員会に出席し、決議事項のプロセス・内容が法令及び定款等に適合しているか監査を行います。
- ③ 従業員の職務執行の適切性を確保するため、代表取締役選任の内部監査人が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施します。また、内部監査人は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施し、監査結果については、定期的に代表取締役社長に報告します。
- ④ 反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたず、反社会的勢力からの不当請求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとります。
- ⑤ コンプライアンス委員会を設置するとともに、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス体制の構築を行うとともに、その整備・運用を行います。
- ⑥ 財務報告の適正性を確保するため、「経理規程」を始めとする各種社内規程を整備し、適正な計算書類を作成することの重要性を周知徹底し、財務報告の信頼性の向上を図ります。

### 2 取締役会の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、グループ経営会議議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理します。
- ② 文書管理部署の経営戦略本部は、取締役及び監査役の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供することとします。

### 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、社内におけるあらゆるリスクとその対策、組織体制、責任、権限などを規定した「危機管理規程」を定めて、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備します。

### 4 取締役の職務の執行が効果的に行われることを確保するための体制

① 定期取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保します。

② 取締役は、責任と権限に関する事項を定めた「職務権限規程」に基づき、適正かつ効率的に職務を執行します。

③ 取締役会のもとにグループの経営について議論を行う会議を設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を各部署に伝達します。また、各部署の責任者が営業状況や各部署の業務執行状況の報告を行います。

④ 日常の業務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担します。

### 5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 取締役会は「関係会社管理規程」に基づき、当社及びグループ会社における内部統制の構築を目指し、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを整備します。

② 内部監査による業務監査により、グループ会社の業務全般にわたる監視体制を確保します。

③ グループ会社各社に取締役及び監査役を派遣し、グループ全体のリスクの防止を図る体制を確保します。

### 6 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

① 取締役及び従業員は、会社に著しい損害を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、あるいは、役職員により違法または不正行為を発見したときは、法令及び「コンプライアンス規程」に従い、ただちに監査役、顧問弁護士、主管部署に報告します。

② 監査役は、必要がある場合には、稟議書、その他社内の重要書類、資料などを閲覧することができます。

## 7 その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役社長及び内部監査人は、監査役と定期的に意見交換を行います。
- ② 監査役は、取締役会及びグループ経営会議等重要な会議に出席することにより、重要な報告を受ける体制をとります。
- ③ 監査役は定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めます。

## 8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### ① 内部統制システム全般

当社およびグループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### ② コンプライアンス

当社は、当社およびグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行い、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、グループ各社にも開放することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### ③ リスク管理体制

コンプライアンス委員会において、各部室およびグループ各社から報告されたリスクのレビューを実施して全社的な情報共有に努めたほか、コンプライアンス委員会において、当該リスクの管理状況について報告いたしました。

### ④ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社およびグループ各社の内部監査を実施いたしました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

平成29年 3月31日現在

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>659,389</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,071,154</b>
現金及び預金	60,968	買掛金	148,713
売掛金	189,697	短期借入金	149,000
原材料	52,978	一年内返済予定の長期借入金	235,440
未収入金	220,225	未払金	220,337
その他	135,518	未払費用	146,823
<b>固定資産</b>	<b>1,664,885</b>	未払法人税等	7,369
<b>有形固定資産</b>	<b>1,367,221</b>	株主優待引当金	11,489
建物	1,108,412	ポイント引当金	26,815
機械及び装置	173,288	その他	125,165
工具、器具及び備品	40,425	<b>固定負債</b>	<b>1,129,961</b>
土地	2,667	長期借入金	535,235
建設仮勘定	26,388	繰延税金負債	252,988
その他	16,038	資産除去債務	128,044
<b>無形固定資産</b>	<b>11,178</b>	長期未払金	155,792
その他	11,178	その他	57,901
<b>投資その他の資産</b>	<b>286,486</b>	<b>負債合計</b>	<b>2,201,116</b>
敷金及び保証金	264,900	<b>純資産の部</b>	
その他	21,585	<b>株主資本</b>	<b>△21,356</b>
		資本金	353,444
		資本剰余金	422,501
		利益剰余金	△797,301
		新株予約権	2,866
		非支配株主持分	141,648
		<b>純資産合計</b>	<b>123,158</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,324,274</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>2,324,274</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連 結 損 益 計 算 書

自 平成28年 4 月 1 日  
至 平成29年 3 月 31 日

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,868,248
売 上 原 価		1,261,768
売上総利益		2,606,479
販売費及び一般管理費		3,068,397
営業損失		461,918
営業外収益		
受取利息	4	
受取協賛金	3,293	
事業税還付金	1,616	
その他	512	5,427
営業外費用		
支払利息	18,589	18,589
経常損失		475,079
特別利益		
国庫補助金	812,475	812,475
特別損失		
店舗閉鎖損失	313,328	
事業所閉鎖損失	34,377	
減損損失	509,945	857,651
税金等調整前当期純損失		520,256
法人税、住民税及び事業税	2,959	
法人税等調整額	249,140	252,100
当期純損失		772,356
非支配株主に帰属する当期純損失		28,304
親会社株主に帰属する当期純損失		744,051

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

平成29年 3月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>540,690</b>	<b>流動負債</b>	<b>763,707</b>
現金及び預金	34,910	短期借入金	149,000
未収入金	204,225	一年内返済予定の長期借入金	190,608
関係会社未収入金	1,090,612	未払金	29,312
貸倒引当金	△855,218	関係会社未払金	313,293
その他	66,160	未払法人税等	1,919
<b>固定資産</b>	<b>1,321,487</b>	未払費用	16,671
<b>有形固定資産</b>	<b>988,339</b>	株主優待引当金	11,489
建物	802,763	その他	51,412
工具、器具及び備品	3,339	<b>固定負債</b>	<b>1,046,923</b>
機械及び装置	165,557	長期借入金	422,481
土地	1,097	繰延税金負債	240,952
その他	15,581	事業損失引当金	378,662
<b>無形固定資産</b>	<b>7,841</b>	資産除去債務	4,827
ソフトウェア	7,841	<b>負債合計</b>	<b>1,810,630</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>325,306</b>	<b>株主資本</b>	<b>48,680</b>
関係会社株式	296,000	資本金	353,444
敷金及び保証金	15,231	資本剰余金	402,454
その他	14,075	資本準備金	402,454
		利益剰余金	△707,218
		その他利益剰余金	△707,218
		固定資産圧縮積立金	553,288
		繰越利益剰余金	△1,260,506
		新株予約権	2,866
		<b>純資産合計</b>	<b>51,547</b>
<b>資産合計</b>	<b>1,862,178</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>1,862,178</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

自 平成28年 4 月 1 日  
至 平成29年 3 月 31 日

(単位：千円)

	金	額
<b>売 上 高</b>		343,000
<b>売上総利益</b>		343,000
<b>販売費及び一般管理費</b>		297,086
<b>営業利益</b>		45,913
<b>営業外収益</b>		
受取利息	2	
受取協賛金	3,293	
事業税還付金	1,616	
その他	251	5,163
<b>営業外費用</b>		
支払利息	6,814	6,814
<b>経常利益</b>		44,263
<b>特別利益</b>		
国庫補助金	797,475	797,475
<b>特別損失</b>		
関係会社株式評価損	50,000	
貸倒引当金繰入	855,218	
事業損失引当金繰入	378,662	1,283,880
<b>税引前当期純損失</b>		442,142
法人税、住民税及び事業税	290	
法人税等調整額	238,319	238,609
<b>当期純損失</b>		680,751

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社は、取締役会の監督機能の強化及びコーポレートガバナンスの一層の充実等により、当社の更なる企業価値の向上を図るため、現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたく、これに伴い、必要な監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 第1条～第4条 (条文省略)	第1章 総則 第1条～第4条 (現行どおり)
第2章 株式 第5条～第11条 (条文省略)	第2章 株式 第5条～第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 第12条～第17条 (条文省略)	第3章 株主総会 第12条～第17条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役 <u>及び</u> 取締役会 <u>並びに</u> 監査等委員会
(取締役会の設置) 第18条 当社は取締役会を置く。	(取締役会 <u>及び</u> 監査等委員会の設置) 第18条 当社は取締役会 <u>及び</u> 監査等委員会を置く。
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。  (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、7名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。	(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって、 <u>監査等委員である取締役とそれ</u> 以

現行定款	変更案
<p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>外の取締役とを区別して選任する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2.</u> 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2.</u> 監査等委員である取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>3.</u> 増員により、または補欠として選任された取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、他の在任取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>4.</u> 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p><u>5.</u> 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員であるものを除く。)</u></p>

現行定款	変更案
<p>および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第23条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の招集通知</u>) 第25条 <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第27条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) 第29条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の</p>	<p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の</p>

現行定款	変更案
<p>要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u>  <u>第31条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u>  <u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(取締役の報酬等)  第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  第34条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第35条 (現行どおり)</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p>	
<p><u>(監査役の数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第32条 当社の監査役は、3名以内とする。</p>	
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決</p>	

現行定款	変更案
<p><u>権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>  <u>3. 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>4. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることはできない。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役)</u>  <u>第35条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u>  <u>第37条 監査役会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令</u></p>	(削除)



現行定款	変更案
<p>で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	
<p>(監査役会規程) 第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(監査役の報酬等) 第40条 監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) 第41条 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	(削除)
<p>第6章 会計監査人</p>	第5章 会計監査人
<p>第42条～第44条 (条文省略)</p>	第36条～第38条 (現行どおり)
<p>(会計監査人の報酬等) 第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(会計監査人の報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計算</p>	第6章 計算
<p>第46条～第49条 (条文省略)</p>	第40条～第43条 (現行どおり)

**第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株数 (株)
1	吉田 秀則 (昭和42年4月2日)	平成2年4月 平成6年7月 平成8年8月 平成12年1月  平成12年4月 平成23年9月  平成25年12月 平成26年3月 平成28年4月	ノヴァインターナショナル(株) 入社 (株)ヴェルファーレ 入社 エイバックス(株) 移籍 (株)ヴェルファーレ・エンターテイメント 代表取締役社長 当社設立 代表取締役社長(現任) (株)グッドフィールド 代表取締役社長(現任) (株)日本かきセンター 取締役 (株)中尾水産テクノロジー取締役 (株)ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 代表取締役社長(現任)	2,700
2	津久井 研悟 (昭和47年8月29日)	平成7年4月 平成13年4月 平成17年3月 平成17年11月 平成18年11月 平成22年3月  平成25年6月 平成26年3月  平成28年4月  平成29年4月	大和実業(株) 入社 セラヴィリゾート(株) 入社 当社入社 新規開業準備室室長 当社 取締役営業部長 当社 常務取締役 (株)日本かきセンター 代表取締役社長 当社 取締役 (株)中尾水産テクノロジー 代表取締役社長(現任) 当社 常務取締役(現任) (株)ジーオー・ストア 代表取締役社長 (株)ジーオーシード 代表取締役社長(現任) (株)海洋深層水かきセンター 代表取締役社長(現任)	500

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株数 (株)
3	安部 浩司 (昭和47年3月7日)	平成13年10月 平成19年7月  平成27年7月  平成28年2月 平成28年4月	中央青山監査法人入所 新日本監査法人 (現 新日本有限責任監査法人) 入所 当社入社 経営戦略本部長 (現任) 当社 取締役 当社 常務取締役 (現任)	-
4	渡邊 一博 (昭和48年4月4日)	平成10年4月 平成17年4月 平成21年7月 平成23年7月 平成24年6月 平成28年4月	大和実業(株) 入社 (株)ぎゅあん 入社 当社入社営業本部スーパーバイザー 当社 第二営業本部長 当社 取締役 (現任) (株) ヒューマンウェブ 代表取締役社長 (現任)	500
5	松倉 弘幸 (昭和45年5月29日)	平成7年4月 平成18年5月 平成19年6月 平成24年6月 平成25年8月 平成26年1月 平成28年1月  平成28年4月	大和実業(株)入社 当社入社 西日本営業部長 当社 取締役営業本部長 当社 取締役経営企画部長 当社 取締役店舗開発部長 当社 取締役CS本部長 ㈱日本かきセンター 営業本部長 当社 取締役 (現任) (株)日本かきセンター 代表取締役社長 (現任)	1,000
6	遠藤 大輔 (昭和51年2月22日)	平成10年4月 平成13年9月  平成26年1月 平成28年2月  平成28年4月  平成28年6月 平成29年5月	大阪ヒルトン(株) 入社 ㈱プライム・リンク (現㈱アスラポート) 入社 同社執行役員営業本部長 ㈱アスラポート・ダイニング事 業開発部部長 (現任) ㈱プライム・リンク取締役 ㈱とり鉄 (現㈱アスラポート) 取締役 (現任) レブナンスダイニング㈱取締役 ㈱フジタコーポレーション取締役(現任) ㈱スタイルフーズ取締役 (現任)	-
7	土田 晴彦 (昭和36年5月24日)	昭和60年4月 平成元年8月 平成3年5月 平成28年5月	ミリオン商事(株) 入社 ㈱ジンマーマン紹介 入社 ㈱アルカン 入社 同社業務食材営業部部長 (現任)	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 遠藤大輔氏及び土田晴彦氏は、社外取締役候補者であります。
3. 遠藤大輔氏は、事業会社において取締役としての豊富な経験を有しており、当社経営判断及び意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言を頂けることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 土田晴彦氏は、事業会社において営業の第一線で長年活躍されており、当社経営判断及び意思決定の過程で、その知識と経験に基づく専門的見地から、助言と提言を頂けることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 当社は、遠藤大輔氏及び土田晴彦氏の選任が承認された場合、両名と責任限定契約を締結する予定であります。

(責任限定契約の概要)

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株数 (株)
1	柴田 和彦 (昭和39年10月24日)	昭和63年4月 平成18年12月 平成19年6月  平成25年1月 平成25年6月 平成25年12月  平成26年3月  平成28年4月	サッポロビール(株) 入社 当社入社 MD本部長 当社 取締役コーポレート企画本部長 当社 取締役NBP推進室長 当社 常勤監査役(現任) (株)日本かきセンター(現 (株)海洋深層水かきセンター) 監査役 (株)中尾水産テクノロジー(現 (株)ジーオーシード) 監査役(現任) (株)ヒューマンウェブ 監査役(現任) (株)ジーオー・ストア 監査役 (株)ゼネラル・オイスター・ヴィレッジ 監査役(現任) (株)ジーオー・ファーム 監査役(現任) (株)日本かきセンター 監査役(現任)	—
2	山内 勝彦 (昭和28年1月23日)	昭和51年2月 平成2年5月 平成7年10月 平成14年1月  平成28年3月 平成28年6月	(株)アデランス 入社 同社 取締役 同社 取締役海外工場統括本部長 同社取締役Aderans Philippines, Inc. CEO 協同組合ワールドリンク代表理事(現任) 当社 社外取締役(現任)	8,100

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社の株数 (株)
3	齊藤 隆光 (昭和48年8月31日)	平成14年1月 平成20年5月 平成21年1月  平成21年11月  平成27年6月  平成27年7月   平成28年3月  平成28年6月  平成29年3月   平成29年4月	国際キャピタル(株) 入社 阪神酒販(株) 入社 レゾナンスダイニング(株) 代表取締役社長 アスラポートダイニング(株) 管理本部長 ㈱ドリームコーポレーション 取締役(現任) T&S Enterprises (London) Limited 監査役(現任) S.K.Y. Enterprise UK Limited 監査役(現任) レゾナンスダイニング(株) 代表取締役会長 ㈱小僧寿し 監査役(現任) ㈱弘乳舎 取締役(現任) ㈱アスラポートダイニング 取締役(現任) Atariya S.K.Y GmbH. 取締役(現任) Sushi Bar Atari-Ya Limited 監査役(現任) Atariya Foods Netherlands B.V. 監査役(現任) Atariya Horeca B.V. 監査役(現任) Atariya Foods Limited. 監査役(現任)	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 山内勝彦氏及び齊藤隆光氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の山内勝彦氏は、事業会社において取締役としての豊富な経験を有しており、当社のガバナンス体制の強化及び経営判断及び意思決定の過程で助言と提言を頂けることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。なお、山内勝彦氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

4. 社外取締役候補者の齊藤隆光氏は、事業会社において取締役、監査役としての豊富な経験を有しており、当社のガバナンス体制の強化及び経営判断及び意思決定の過程で助言と提言を頂けることを期待して、社外取締役として選任をお願いするものです。
5. 当社は、山内勝彦氏との間で次の内容の責任限定契約を締結しております。山内勝彦氏の選任が承認された場合、当社は山内勝彦氏と当該契約を継続する予定であります。また、齊藤隆光氏が選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。

(責任限定契約の概要)

社外取締役が任務を怠ったことにより当社に損害を与えた場合は、社外取締役がその職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度として当社に対し損害賠償責任を負う。

6. 当社は、山内勝彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山内勝彦氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き山内勝彦氏を独立役員とする予定であります。

#### **第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成25年6月19日開催の第13回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議をいただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで、新たに監査等委員以外の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、同額の年額300,000千円以内（うち社外取締役60,000千円以内）と設定させていただきたいと存じます。

なお、監査等委員以外の取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る監査等委員以外の取締役の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、7名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

#### **第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢の変化など諸般の事情を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50,000千円以内と設定させていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。



## 第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である八重洲監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いしたいと存じます。

新しい候補者の選定にあたり、監査役会は慎重に協議を重ね、監査法人アリアが当社の会計監査人に必要な専門性、独立性及び適切性を有し、当社の会計監査が適切かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、職務遂行能力、監査報酬等を総合的に判断したものであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名称	監査法人アリア
事務所	東京都港区浜松町一丁目30番5号
沿革	平成18年5月 監査法人アリア設立
概要	構成人員 公認会計士 8名（うち代表社員2名・社員3名） その他 6名 合計 14名

以上



## 株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

東京証券会館 9階

TEL 03-3667-9210



### 交通のご案内

地下鉄	日比谷線	茅場町駅前〔8番出口〕
	東西線	茅場町駅前〔より直結〕
	銀座線	日本橋駅徒歩5分
	都営浅草線	日本橋駅徒歩3分